

道路交通法が一部変わりました。

平成25年
12月1日施行

無免許運転等の厳罰化

法64条1項、法75条1項

改正前

- 無免許運転
- 無免許運転の下命・容認
- 免許証の不正取得

1年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

法117条の2の2

改正後

3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

無免許運転の幫助行為を禁止

法 64 条 2 項

●自動車等を提供する行為の禁止

無免許運転をするおそれのある者に自動車等を提供し、自動車等の提供を受けた運転者が無免許運転をした場合



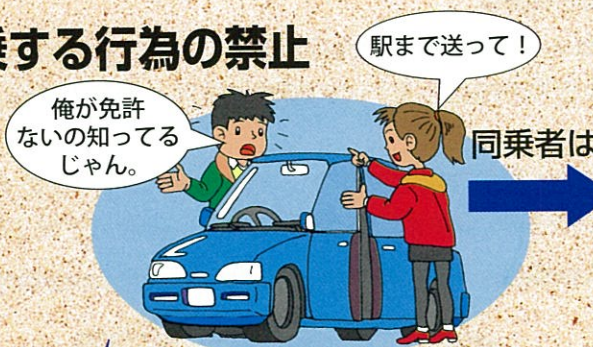
法117条の2の2

3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

法 64 条 3 項

●要求・依頼をして同乗する行為の禁止

自動車等の運転者が免許を受けていないことを知りながら、その運転者に対し自動車等を運転して自己を運送することを要求・依頼して同乗した場合



法 117 条 の 3 の 2

2年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

自転車の検査や措置命令等に関する規定の整備

法63条の10

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車のブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令することができます。



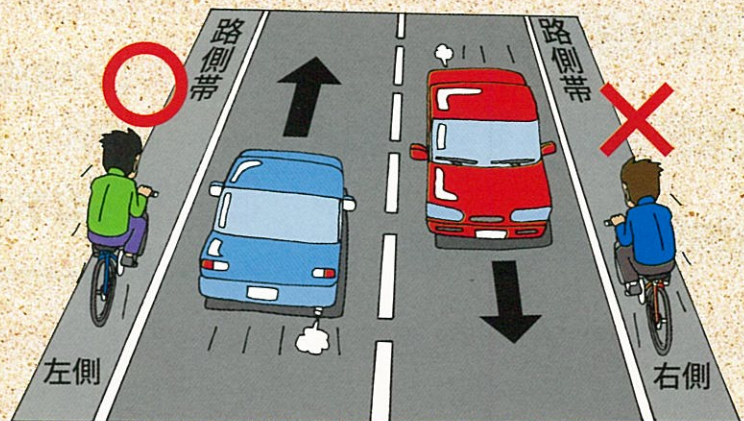
法120条

5万円以下の罰金

自転車等の路側帯通行を道路左側に限定

法17条の2

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。



その他の公布内容(平成27年6月までに順次施行予定)

- ◎ 一定の病気等に係る運転者対策 (①～④は平成26年6月13日までに施行、⑤は平成27年6月13日までに施行)
 - ① 免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備
 - ② 一定の病気等に該当する者を診察した医師による診察結果の届出に関する規定の整備
 - ③ 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の停止に関する規定の整備
 - ④ 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定の整備
 - ⑤ 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における再取得した免許に係る免許証の有効期間に関する規定の整備
- ◎ 悪質・危険運転者対策 (平成26年6月13日までに施行)
 - ・ 取消処分者講習に関する規定の整備
- ◎ 自転車利用者対策 (平成27年6月13日までに施行)
 - ・ 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備
- ◎ その他の規定
 - ① 放置違反金の収納事務の委託に関する規定の整備 (平成26年6月13日までに施行)
 - ② 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備 (平成26年12月13日までに施行)